

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

バンコ・サンタンデル・エセ・アー（証券コード：ー）

【据置】

外貨建長期発行体格付	A+
格付の見通し	安定的
債券格付（上位優先債）	A+
債券格付（非上位優先債）	A

■格付事由

- (1) 欧州、南米、北米を中心に事業展開するスペイン最大の商業銀行。格付は、地理的に分散したリテール中心の収益構造、各事業対象地域における堅固な事業基盤、安定した収益力を評価している。一方、与信ポートフォリオのリスクが比較的高いことが格付の制約要因である。格付の見通しは安定的。22/12期は物価上昇などを背景に事業対象地域の経済成長が鈍化しているが、引き続き底堅い引当利益を計上し与信費用を吸収している。23/12期はマクロ経済環境が更に悪化する見通しだが、与信費用が増加した場合でも高い収益力により吸収可能と考えられ、中期的にも着実な利益計上を通じて現状程度の資本水準を維持するとみている。
- (2) 先進国と新興国の双方を含む多様な国で事業展開しており、各国で堅固なリテールの事業基盤を維持している。スペインでの預貸シェアはそれぞれ10%台後半。国外においては、英国の住宅ローンで10%程度のシェアを保有するほか、ブラジルをはじめとする南米諸国やポルトガル、ポーランドでは預貸シェアが10%を超える地場銀行を子会社に持つ。欧州では消費者金融ファイナンスの分野でもドイツや北欧諸国をはじめ多くの国で主導的地位にある。米国では、北東部に一定の商業銀行業務の基盤を築いているほか、自動車ローンにおけるプレゼンスも高い。各地域でクリティカルマスを有することがプライシング面の優位性や粘着性の高い預金の確保につながっている。
- (3) 新興国も重要な事業基盤となっているため、与信ポートフォリオのリスクは国際展開する大手金融機関の中では高い。ただ、与信は国や産業などの面で極めて分散がきいているほか、リスクの高いセグメントでは十分なスプレッドが確保されている。リテール向けが大宗を占めることから大口集中度も低い。22/12期は経済環境悪化により米国やブラジルなど一部の事業対象地域で不良債権比率が上昇したが、22/12期第3四半期末のグループ全体における不良債権比率は3.08%と、前年同期比で低下している。
- (4) 収益構造がリテール業務を中心に経済の相関性が低い地域に分散していることで、安定した収益を計上している。また、厚い利ざやと厳格なコスト管理により引当利益でみた収益力が高く、与信費用を吸収する収益面のバッファーが大きい。22/12期第3四半期累計の収益をみると、経費削減や政策金利引き上げを背景とした利ざやの改善などにより引当利益の伸びが与信費用の伸びを上回っており、業績は堅調である。JCRは、23/12期の各事業対象地域における経済成長は総じて鈍化し与信費用は増加するとみているが、高い収益力で吸収可能と考えている。
- (5) 22/12期第3四半期末のグループ連結普通株式等 Tier1（CET1）比率は完全実施ベースで12.10%と格付相応の水準を保っている。中期的にも内部留保の着実な積み上げにより現状程度の資本水準を維持するとみている。流動性については、各国子会社が地場預金を中心とした安定した調達基盤を備えており、グループとして潤沢に保たれている。

（担当）杉浦 輝一・木谷 道哉・浅野 真司

■ 格付対象

発行体：バンコ・サンタンドール・エセ・アー（Banco Santander, S.A.）

【据置】

対象	格付	見通し
外貨建長期発行体格付	A+	安定的

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
第1回円貨社債（2019）	500億円	2019年12月5日	2024年12月5日	0.463%	A+
第3回非上位円貨社債（2017）	122億円	2017年12月11日	2027年12月10日	1.015%	A

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2023年1月25日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一
主任格付アナリスト：杉浦 輝一
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2021年10月1日)、「金融機関等が発行する資本商品・TLAC商品の格付方法」(2017年4月27日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) バンコ・サンタンデール・エセ・アー (Banco Santander, S.A.)
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
なお、本件非上位優先債につき、約定により許容される利息の支払停止または元利金支払義務の免除が生じた場合、当該支払停止や免除は「債務不履行」に当たらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会が定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル